平成２６年（フ）第９１号
佐賀県三養基郡基山町大字長野151番地１
債務者　鶴田　政美
１　決定年月日時　平成26年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１２号
佐賀市多布施２丁目８番17号　コーポ松永201号
債務者　寺山美智子（旧姓角谷）
１　決定年月日時　平成26年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２２号
佐賀県多久市南多久町大字長尾3900番地１
債務者　宮原　博文
１　決定年月日時　平成26年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
佐賀県多久市南多久町大字長尾3908番地３
債務者　宮原　和彦
１　決定年月日時　平成26年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７９号
岐阜県羽島市上中町午北266番地１、前住所岐阜県各務原市尾崎南町４丁目58番地
債務者　喜田　博子
１　決定年月日時　平成26年６月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１８２号
岐阜県各務原市川島河田町120番地
債務者　三輪　泰将
１　決定年月日時　平成26年６月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１９８号
岐阜市西鶉４丁目84番地　メゾン・ド・伊藤Ⅲ103号室
債務者　青木　知美
１　決定年月日時　平成26年６月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４７号
北海道苫小牧市栄町１丁目３番28号　メゾンなぎさ201
債務者　竹田　知未
１　決定年月日時　平成26年６月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第５０号
宮城県栗原市高清水桜丁８番地
債務者　榊原テツ子
１　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第５７０号
名古屋市南区豊４丁目10番６号　堀田サンハイツＡ棟502号
債務者　浦坂　美加
１　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６３８号
名古屋市港区船頭場２丁目111番地の２
債務者　三浦　秀太
１　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９５５号
神戸市東灘区北青木３丁目13番７―402号
債務者　谷田　健太
１　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２３号
神戸市東灘区深江本町１丁目14番８―504号、従前の住所神戸市東灘区深江本町３丁目９番１―706号
債務者　岸　　耕司
１　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２４号
神戸市東灘区深江本町１丁目14番８―504号、従前の住所神戸市東灘区深江本町３丁目９番１―706号
債務者　岸　かすみ
１　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４６号
神戸市垂水区塩屋町671番地の125　アンビエントジェームス山二番館609号
債務者　前田電工こと　前田　　晃
１　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８４号
神戸市北区鈴蘭台北町５丁目11番３―303号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台北町７丁目８番11号　永田ハイツ102号
債務者　猿渡　光記
１　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８８号
神戸市東灘区御影塚町３丁目11番９号　611号、従前の住所神戸市北区八多町中763番地
債務者　美容室ステップこと　大川　秀男
１　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部